



県章

山形県公報

平成26年3月25日(火)
第2530号

毎週火・金曜日発行

目次

告 示

- 山形県公立大学法人に係る重要な財産を定める条例第1条に規定する知事が定める
財産……………(学事文書課) ……244
- 指定障害児通所支援事業者の指定……………(村山総合支庁地域保健福祉課) ……同
- 指定居宅サービス事業者の指定……………(同) ……同
- 指定介護予防サービス事業者の指定……………(同) ……245
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス
事業者の指定……………(同) ……同
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定一般相談支援事業者の
指定……………(同) ……同
- 平成15年3月県告示第280号(山形県立総合療育訓練センター使用料及び手数料条例による使用料
及び手数料の額)の一部改正……………(障がい福祉課) ……同
- 平成7年3月県告示第264号(山形県工業技術センター手数料条例による手数料の額)の
一部改正……………(工業戦略技術振興課) ……246
- 平成12年3月県告示第303号(実技試験に係る技能検定試験手数料の額)の一部改正…(雇用対策課) ……252
- 道路の区域の変更……………(村山総合支庁建設総務課) ……253
- 県道の供用の開始……………(同) ……同
- 同……………(村山総合支庁北村山建設総務課) ……同
- 同……………(同) ……同
- 道路の区域の変更……………(置賜総合支庁建設総務課) ……254
- 県道の供用の開始……………(同) ……同
- 道路の区域の変更……………(庄内総合支庁建設総務課) ……同
- 同……………(同) ……255
- 同……………(同) ……同
- 基本測量の実施の通知……………(用地課) ……同
- 公共測量の終了の通知……………(同) ……256
- 同……………(同) ……同
- 都市公園の区域の変更……………(都市計画課) ……同
- 土砂災害警戒区域の指定……………(砂防・災害対策課) ……258
- 同……………(同) ……同
- 同……………(同) ……259
- 土砂災害特別警戒区域の指定……………(同) ……同
- 同……………(同) ……同
- 同……………(同) ……260
- 開発行為に関する工事の完了……………(村山総合支庁建築課) ……同
- 昭和39年8月県告示第707号(山形県財務規則の規定による建設工事請負契約約款、
物件売払契約約款及び物件購入契約約款)の一部改正……………(会計局) ……261
- 山形県体育施設条例による使用料の額の制定……………(教育庁) ……同

公 告

- 平成26年度前期技能検定の実施……………(雇用対策課) ……266

- 平成26年度随時実施技能検定の実施……………（ 同 ） …271
- 県営住宅入居者の一般公募……………（庄内総合支庁建築課） … 同
- 監査の結果に基づき講じた措置の公表……………（監査委員） …274

正 誤

告 示

山形県告示第243号

山形県公立大学法人に係る重要な財産を定める条例（平成21年3月県条例第29号）第1条に規定する知事が定める財産を次のように定め、平成26年4月1日から施行する。

平成26年3月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

県が設立する公立大学法人の保有する財産であって、その地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第42条の2第1項又は第2項の認可に係る申請の日における帳簿価額（現金及び預金にあっては、当該申請の日におけるその額）が50万円未満のもの（その性質上同条の規定により処分することが不適当なものを除く。）のうち、地方公共団体からの出資に係るもの

山形県告示第244号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定により、指定障害児通所支援事業者を次のとおり指定した。

平成26年3月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定障害児通所支援事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	障害児通所支援の種類	指定年月日
合同会社セカンドハウス彩祐結 山形市嶋南三丁目4番32号	セカンドハウス彩祐結 江南の家 山形市江南四丁目2番14号	放課後等デイサービス	平成26. 2. 28
合同会社ヴォーチェ 山形市吉原三丁目1番5号	ちびっ子バンビーナ 山形市富の中四丁目4番29号	児童発達支援	同
合同会社ヴォーチェ 山形市吉原三丁目1番5号	ちびっ子バンビーナ 山形市富の中四丁目4番29号	放課後等デイサービス	同

山形県告示第245号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定により、指定居宅サービス事業者を次のとおり指定した。

平成26年3月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定居宅サービス事業者の名称又は氏名	事業所の名称及び所在地	サービスの種類	指定年月日
大和メディカル株式会社	福祉用具貸与事業所 檜の木 山形市上町四丁目6番24号	福祉用具貸与	平成26. 2. 25
大和メディカル株式会社	福祉用具貸与事業所 檜の木 山形市上町四丁目6番24号	特定福祉用具販売	同

山形県告示第246号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項の規定により、指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定した。

平成26年3月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定介護予防サービス事業者の名称及び所在地	事業所の名称及び所在地	サービスの種類	指定年月日
大和メディカル株式会社	福祉用具貸与事業所 檜の木 山形市上町四丁目6番24号	介護予防福祉用具貸与	平成26. 2. 25
大和メディカル株式会社	福祉用具貸与事業所 檜の木 山形市上町四丁目6番24号	特定介護予防福祉用具販売	同

山形県告示第247号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定した。

平成26年3月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定障害福祉サービス事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	障害福祉サービスの種類	指定年月日
ユニオンソーシャルシステム株式会社 新庄市五日町清水川1303番地の3ユニオン五日町ビル3F	就労継続支援（A型）事業所 ピース河北 西村山郡河北町谷地甲225河北福祉プラザ	就労継続支援（A型）	平成26. 2. 21
ユニオンソーシャルシステム株式会社 新庄市五日町清水川1303番地の3ユニオン五日町ビル3F	就労移行支援事業所 ピース第II河北 西村山郡河北町谷地甲225河北福祉プラザ	就 労 移 行 支 援	同
株式会社MKアシスト 宮城県塩釜市新浜町一丁目27番16号	株式会社MKアシスト 山形営業所 山形市七日町二丁目7番43号七日町パーキングプラザ1階	就労継続支援（A型）	同 3. 3

山形県告示第248号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の14第1項の規定により、指定一般相談支援事業者を次のとおり指定した。

平成26年3月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定一般相談支援事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	指定年月日
社会福祉法人友愛会 山形市みはらしの丘四丁目15番地3	障がい者相談支援センターすげさわの丘「ふらっと」 山形市すげさわの丘727番地47	平成26. 2. 1

山形県告示第249号

平成15年3月県告示第280号（山形県立総合療育訓練センター使用料及び手数料条例による使用料及び手数料の額）の一部を次のように改正し、平成26年4月1日から施行する。

平成26年3月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

本則の表文書料の項中「2,100円」を「2,160円」に、

1 通につき	4,200円
1 通につき	4,200円

を

「

1 通につき	4,320円
1 通につき	5,400円

に、「3,150円」を「3,240円」に、「1,260円」を「1,300円」に改め、同表その

他の使用料及び手数料の項中「36,750円」を「37,800円」に、「26,250円」を「27,000円」に、「15,750円」を「16,200円」に、「47,250円」を「48,600円」に、「42,000円」を「43,200円」に、「73,500円」を「75,600円」に、「52,500円」を「54,000円」に、「126,000円」を「129,600円」に、「63,000円」を「64,800円」に改める。

山形県告示第250号

平成7年3月県告示第264号（山形県工業技術センター手数料条例による手数料の額）の一部を次のように改正し、平成26年4月1日から施行する。

平成26年3月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 試験の項の表を次のように改める。

項 目		試 験 項 目	単 位	金 額
強度試験	工業材料	一般材料試験（強度、伸び、曲げ等）	1 試験 1 項目	610円。ただし、特殊な環境又は試料採取を要するものにあつては、2,990円
		微小材料強度試験	1 試験 1 項目	1,430円
		硬さ試験	1 試験 1 試料	510円
		硬さ分布試験	1 試験 1 試料	3,550円。ただし、測定点が10を超える場合は、3,550円にその10を超える測定点1点につき280円を加算した額
		衝撃試験	1 試験 1 試料	330円。ただし、常温以外の処理を要するものにあつては、1,620円
土木建設材料		圧縮試験（コンクリート類）	1 試験 1 試料	1,260円
		曲げ試験（コンクリート類）	1 試験 1 試料	2,290円
		建設用鋼材試験（強度、伸び、曲げ等）	1 試験 1 項目	2,030円
工業製品		側方荷重試験	1 試験 1 試料	3,130円
		鉛直荷重試験	1 試験 1 試料	3,130円
		繰り返し試験	1 試験 1 試料	7,480円

種別物性 試験	土木建設 製品	圧縮試験（コア供試体）	1 試験	1 試料	3,080円
		大型製品試験（コンクリート二次製品等）	1 試験	1 試料	5,400円
	繊維	一般物性試験（A）（静電気、摩耗、滑脱、より数、ピリング、寸法変化率、織度等）	1 試験	1 試料	1,100円
		一般物性試験（B）（水分、重さ、引裂、撥水等）	1 試験	1 試料	920円
		染色堅ろう度試験（A）（汗耐光、塩素処理水、マーセライジング等）	1 試験	1 試料	2,230円
		染色堅ろう度試験（B）（汗、窒素酸化物、ドライクリーニング等）	1 試験	1 試料	1,140円
		染色堅ろう度試験（C）（洗濯、水、熱湯、摩擦、ホットプレス等）	1 試験	1 試料	730円
		遊離ホルムアルデヒド試験	1 試験	1 試料	2,200円
		整染試験	1 試験	1 試料	2,080円
		繊維定量試験（油脂分、糊付着量等）	1 試験	1 試料	1,430円
		織物組織分解試験	1 試験	1 試料	2,990円
		食品	物理試験	1 試験	1 試料
	物性試験		1 試験	1 試料	5,000円
	微生物試験		1 試験	1 試料	5,440円
	土木建設 材料	骨材ふるい分け試験	1 試験	1 試料	4,120円
		微粒分量試験	1 試験	1 試料	4,180円
		単位容積質量試験	1 試験	1 試料	2,360円
		有機不純物試験	1 試験	1 試料	2,510円
		密度及び吸水率試験（細骨材）	1 試験	1 試料	8,170円
		密度及び吸水率試験（粗骨材）	1 試験	1 試料	7,170円
粘土塊量試験		1 試験	1 試料	4,140円	
塩化物含有量試験		1 試験	1 試料	5,170円	
粗骨材軟石量試験		1 試験	1 試料	7,500円	
ロスアンゼルス試験		1 試験	1 試料	9,610円	

		重液試験（比重1.95）（細骨材）	1 試験 1 試料	12,800円
		重液試験（比重1.95）（粗骨材）	1 試験 1 試料	16,000円
		安定性試験	1 試験 1 試料	20,300円
		アルカリ骨材反応性試験（化学法）	1 試験 1 試料	112,000円
	その他	ホルムアルデヒド放散量試験（デシケート法）	1 試験 1 試料	9,510円
		木材含水率試験	1 試験 1 試料	860円
		塗料性能試験	1 試験 1 試料	1,460円
共通物性試験		温湿度環境試験	1 試験 24時間	15,300円
		測色試験	1 試験 1 試料	590円
		塩水噴霧試験	1 試験 24時間	5,060円
		複合サイクル試験	1 試験 8 時間	4,730円
		耐光試験	1 試験 1 試料	1,740円
		密度測定（見掛密度、かさ密度等）	1 試験 1 試料	3,220円
		粒度分布測定試験	1 試験 1 試料	3,240円
		細孔分布測定試験	1 試験 1 試料	25,200円
		テーバー式摩耗試験	1 試験 1 試料	13,000円
		ピーエッチ測定試験	1 試験 1 試料	2,080円
		熱膨張測定試験	1 試験 1 試料	4,810円
		熱定数測定試験（常温）	1 試験 1 項目	6,200円
		熱定数測定試験（高温）	1 試験 1 項目	14,300円。ただし、測定点が5を超える場合は、14,300円にその5を超える測定点1点につき2,120円を加算した額
		粘性率測定試験	1 試験 1 試料	2,850円
	荷重たわみ温度測定試験	1 試験 1 試料	3,910円	

	落下衝撃試験	1 試験 1 試料	2,950円
精密測定試験	精密測定試験（並級）	1 試験 1 試料	1,620円
	精密測定試験（中級）	1 試験 1 試料	3,640円
	精密測定試験（精級）	1 試験 1 試料	4,630円
電気計測試験	一般電気特性計測試験	1 試験 1 試料	1,550円
	静電気試験	1 試験 1 試料	1,600円
	雑音許容度試験	1 試験 1 試料	1,600円
	瞬断瞬停試験	1 試験 1 試料	1,600円
	ファーストトランジエント／バーストノイズ試験	1 試験 1 試料	1,560円
	雷サージ試験	1 試験 1 試料	1,780円
非破壊試験	エックス線検査（室内）	1 試験 1 試料	2,080円
	エックス線テレビ検査	1 試験 1 試料	3,080円
	マイクロフォーカスエックス線検査	1 試験 1 試料	3,480円
	エックス線CT検査（低解像）	1 試験 1 試料	4,600円
	エックス線CT検査（標準）	1 試験 1 試料	8,980円
	エックス線CT検査（高解像）	1 試験 1 試料	13,400円
	エックス線フィルム判定	1 試験 1 試料	290円
	動作解析	1 時間	6,230円
顕微鏡試験	顕微鏡写真、マクロ写真	1 試験 1 試料	2,660円
	電子顕微鏡写真	1 試験 1 試料	4,970円
	原子間力顕微鏡像	1 試験 1 試料	5,500円
	画像解析	1 試験 1 項目	1,510円

2分析の項の表を次のように改める。

項 目	分 析 項 目	単 位	金 額
化学分析	定量分析（重量法、容量法等）	1 試料 1 成分	5,750円
	繊維分析	1 試料 1 成分	1,470円
機器分析	E P M A定性分析	1 試験 1 項目	15,000円
	E P M Aデジタルマッピング	1 分析	17,500円。ただし、同一の試料について2分析以上を行う場合の1分析を超える分については、分析を行う1元素につき2,890円
	E D S定性分析（固体、粉末）	1 試験 1 試料	6,450円
	蛍光エックス線定性分析（固体）	1 分析	8,540円
	蛍光エックス線定性分析（液体、粉末）	1 分析	7,720円
	蛍光エックス線定量分析	1 試料 1 成分	3,140円
	I C P発光分光定性分析	1 試料 1 分析	5,240円
	I C P発光分光定量分析	1 試料 1 成分	4,890円
	炭素・硫黄同時分析	1 試料 1 成分	3,230円
	ガス、液体クロマトグラフ分析	1 試料	11,300円
	分光光度計分析	1 試料	8,530円
	赤外分光分析	1 分析	4,940円
	赤外イメージング	1 分析	9,570円
	示差熱重量分析	1 分析	5,470円
	示差走査熱量分析	1 分析	6,110円
	エックス線回折分析	1 分析	5,100円
	食品、飲料分析	ビタミンC分析	1 試料 1 成分
一般成分分析		1 試料 1 成分	3,870円

特殊成分分析（高度な前処理、試薬等を要するもの）	1 試料 1 成分	8,170円
重金属分析	1 試料 1 成分	9,570円
添加物分析	1 試料 1 成分	11,500円
醸造用水分析	1 試料 1 項目	2,980円

3加工の項の表を次のように改める。

項 目	加 工 項 目	単 位	金 額
木材乾燥	木材乾燥	1 時間	670円
機械加工	木工機械加工	30分	1,590円
金属溶解	金属溶解	1 時間	4,750円
金属熱処理	熱処理加工	30分	2,470円
試料加工	試料加工（顕微鏡試料等）	30分	2,180円
	試料前処理（酸価、過酸化価）	1 時間	3,450円
キャッピング加工	キャッピング加工	1 試料 1 面	840円
試料成形	試料成形（射出成形）	1 時間	5,490円
試料作製	ガラスビード作製	1 試料	10,200円
供試体養生	標準水中養生	1 供試体 24時間	30円
マイクロマシニング加工	マイクロマシニング加工（A）（ワイヤボンディング、スピコート等）	30分	1,930円
	マイクロマシニング加工（B）（スパッタリング（金、白金を除く。）、フォトソングラフイ等）	1 時間	5,060円
	マイクロマシニング加工（C）（深掘りドライエッチング（シリコン、ガラス）、スパッタリング（金、白金）等）	1 時間	9,920円

4 デザイン、色見本製作、モデル製作(1)デザインの項の表中

35,000円	17,600円	10,300円	5,360円	2,860円
178,000円	98,000円	49,100円	25,000円	13,000円
91,800円	52,500円	25,700円	13,500円	6,950円

を

36,200円	18,600円	10,800円	5,690円	2,980円
181,000円	99,600円	49,700円	25,300円	13,200円
93,400円	53,500円	26,300円	13,900円	7,170円

に改め、4デザイン、色見本製

作、モデル製作(2)色見本製作、モデル製作の項を次のように改める。

(2) 色見本製作

項目	金額(1件につき)		
	A	B	C
色見本製作	5,420円	2,980円	1,620円

4デザイン、色見本製作、モデル製作の項に次の1項を加える。

(3) モデル製作

項目	単位	金額
モデル製作	モデル造形	1件 3,370円。樹脂の使用量が10グラムを超える場合は、3,370円にその10グラムを超える樹脂の使用量10グラムにつき1,000円を加算した額
	洗浄処理	1時間 2,830円

5成績書複製の項中「570円」を「590円」に改め、6記録写真撮影の項中「400円」を「420円」に改める。

備考第3項を次のように改める。

3 色見本製作に係る手数料の金額のA、B及びCの区分は、次のとおりとする。

- A 高度の技術を要するもの
- B 一般的で普通の技術をもって処理できるもの
- C 軽易なもの

山形県告示第251号

平成12年3月県告示第303号（実技試験に係る技能検定試験手数料の額）の一部を次のように改正し、平成26年4月1日から施行する。

平成26年3月25日

山形県知事 吉村美栄子

第1項中「16,500円」を「17,900円」に改め、第2項の表検定職種の欄中「、金属研磨仕上げ」、「製材のこ目立て」、「木工機械整備」、「竹工芸」、「ガラス製品製造」、「ファインセラミックス製品製造」、「れんが積み」、「コンクリート積みブロック施工」、「化学分析」及び「、漆器製造」を削り、「貴金属装身具製作」を「化学分析、貴金属装身具製作」に改め、「建築図面製作」を削り、同表手数料の額の欄中

16,500円

を

17,900円

に、「16,500円」を「17,900円」に、「11,000円」を「11,900円」に、「13,700円」を「14,900円」に、「9,100円」を「9,900円」に、「12,100円」を「13,100円」に、「8,100円」を「8,700円」に改める。

山形県告示第252号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建設総務課において平成26年3月25日から同年4月7日まで縦覧に供する。

平成26年3月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 天童大江線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長
天童市大字蔵増字立埋北2146番1から 同 2146番7まで	旧	14.6メートル } 12.8	メートル 7
同 上	新	14.6メートル } 12.8	同 上

山形県告示第253号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建設総務課において平成26年3月25日から同年4月7日まで縦覧に供する。

平成26年3月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路線名 天童大江線
- 2 供用開始の区間 天童市大字蔵増字立埋北2146番1から
同 2146番7まで
- 3 供用開始の期日 平成26年3月25日

山形県告示第254号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部北村山建設総務課において平成26年3月25日から同年4月7日まで縦覧に供する。

平成26年3月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路線名 大石田畑線
- 2 供用開始の区間 北村山郡大石田町大字大浦字矢ノ沢1230番209から
同 1230番302まで
- 3 供用開始の期日 平成26年3月25日

山形県告示第255号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部北村山建設総務課において平成26年3月25日から同年4月7日まで縦覧に供する。

平成26年3月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路線名 大石田名木沢線
- 2 供用開始の区間 尾花沢市大字芦沢字二反田原992番17から
同 992番1まで
同 字上ノ原114番1から
同 字東側131番1まで

3 供用開始の期日 平成26年3月25日

山形県告示第256号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部建設総務課において平成26年3月25日から同年4月7日まで縦覧に供する。

平成26年3月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 米沢環状線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長
米沢市万世町片子字梓山街道南5434番1から 同 上まで	旧	43.2メートル } 43.2	10 メートル
同 上	新	43.2メートル } 43.2	13 メートル

山形県告示第257号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部建設総務課において平成26年3月25日から同年4月7日まで縦覧に供する。

平成26年3月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路線名 米沢環状線
- 2 供用開始の区間 米沢市万世町片子字梓山街道南5434番1から
同 上まで
- 3 供用開始の期日 平成26年3月25日

山形県告示第258号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、庄内総合支庁建設部建設総務課において平成26年3月25日から同年4月7日まで縦覧に供する。

平成26年3月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 112号
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長
鶴岡市文下字沼田45番7から 同 本田字割田155番まで	旧	71.2メートル } 29.0	1,075 メートル
鶴岡市本田字割田155番から 同 上まで	新	30.2メートル } 30.2	10 メートル

山形県告示第259号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、庄内総合支庁建設部建設総務課において平成26年3月25日から同年4月7日まで縦覧に供する。

平成26年3月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 345号
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長
酒田市竹田字栄喜94番1から 同 字下川原86番1まで	旧	32.4メートル } 21.8	メートル 593
同 上	新	54.4メートル } 24.8	同 上

山形県告示第260号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、庄内総合支庁建設部建設総務課において平成26年3月25日から同年4月7日まで縦覧に供する。

平成26年3月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県 道
- 2 路線名 余目松山線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長
東田川郡庄内町堤興屋字岩台265番から 酒田市竹田字下川原73番116地先まで	旧	27.2メートル } 5.5	メートル 1,776
同 上	新	27.2メートル } 5.5	同 上
同 上		61.2メートル } 11.0	メートル 2,087

山形県告示第261号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があった。

平成26年3月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 基本測量を実施する地域
山形県内全域
- 2 基本測量を実施する期間
平成26年4月1日から平成27年3月31日まで
- 3 作業の種類
基本測量「電子国土基本図（地図情報）」修正測量

山形県告示第262号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、白鷹町長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

平成26年3月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公共測量を実施した地域
西置賜郡白鷹町大字山口地域
- 2 公共測量を実施した期間
平成25年9月1日から平成26年2月28日まで
- 3 作業の種類
基準点測量

山形県告示第263号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、独立行政法人都市再生機構山形都市開発事務所長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

平成26年3月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公共測量を実施した地域
山形市大字松原地域から上市市金瓶地域
- 2 公共測量を実施した期間
平成25年3月14日から平成26年2月20日まで
- 3 作業の種類
公共測量（4級基準点測量）

山形県告示第264号

山形県都市公園条例（昭和55年3月県条例第17号）第2条第2項の規定により定めた蔵王みはらしの丘ミュージアムパークの区域を次のように変更し、平成26年4月1日から供用を開始する。

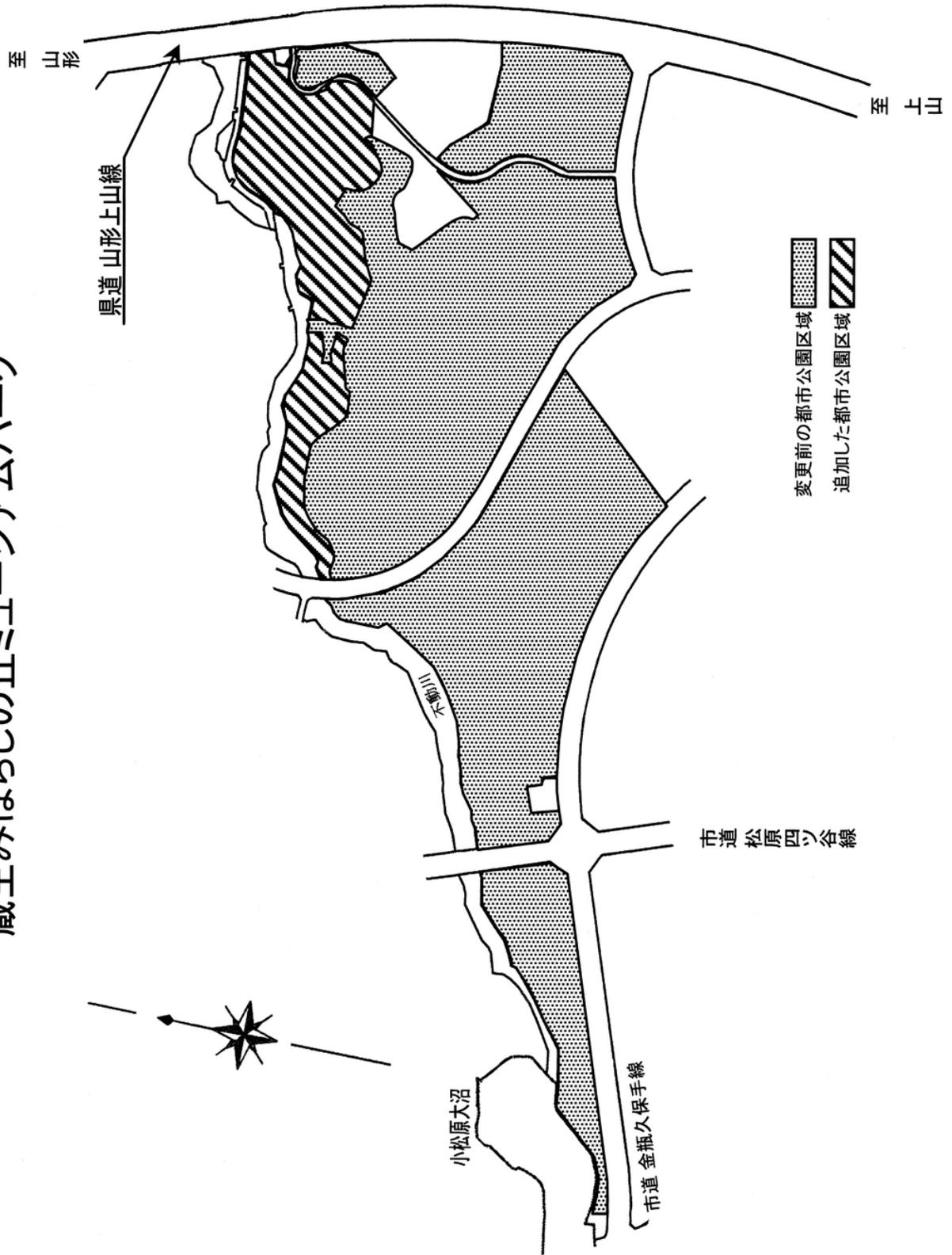
なお、関係図面は、県土整備部都市計画課及び村山総合支庁建設部都市計画課において縦覧に供する。

平成26年3月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

蔵王みはらしの丘ミュージアムパークの区域
次の図のとおり

蔵王みはらしの丘ミュージアムパーク



山形県告示第265号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

平成26年3月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

土砂災害警戒区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
鴨石沢	別紙図面のとおり	土石流
マキノ沢－1	別紙図面のとおり	土石流
低山沢	別紙図面のとおり	土石流
平山	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊

なお、「別紙図面」は省略し、県土整備部砂防・災害対策課及び置賜総合支庁建設部西置賜河川砂防課並びに長井市役所において縦覧に供する。

山形県告示第266号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

平成26年3月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

土砂災害警戒区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
沢のり沢	別紙図面のとおり	土石流
ジンゴロウの沢	別紙図面のとおり	土石流
新原沢北沢	別紙図面のとおり	土石流
蟹沢沢	別紙図面のとおり	土石流
蟹沢沢北沢	別紙図面のとおり	土石流
赤石沢	別紙図面のとおり	土石流
湯ノ沢	別紙図面のとおり	土石流
中平沢	別紙図面のとおり	土石流
田ノ沢	別紙図面のとおり	土石流
ヨガイ沢	別紙図面のとおり	土石流
大石沢2－3	別紙図面のとおり	地すべり

なお、「別紙図面」は省略し、県土整備部砂防・災害対策課及び置賜総合支庁建設部西置賜河川砂防課並びに小

国町役場において縦覧に供する。

山形県告示第267号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

平成26年3月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

土砂災害警戒区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
葛ヶ沢	別紙図面のとおり	土石流
広河原1	別紙図面のとおり	土石流
広河原2	別紙図面のとおり	土石流
広河原	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊

なお、「別紙図面」は省略し、県土整備部砂防・災害対策課及び置賜総合支庁建設部西置賜河川砂防課並びに飯豊町役場において縦覧に供する。

山形県告示第268号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により、土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成26年3月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

土砂災害特別警戒区域の名称	指定の区域及び法第8条第2項に規定する政令で定める事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
鴨石沢	別紙図面のとおり	土石流
マキノ沢－1	別紙図面のとおり	土石流
低山沢	別紙図面のとおり	土石流
平山	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊

なお、「別紙図面」は省略し、県土整備部砂防・災害対策課及び置賜総合支庁建設部西置賜河川砂防課並びに長井市役所において縦覧に供する。

山形県告示第269号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により、土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成26年3月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

土砂災害特別警戒区域の名称	指定の区域及び法第8条第2項に規定する政令で定める事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
沢のり沢	別紙図面のとおりに	土石流
ジンゴロウの沢	別紙図面のとおりに	土石流
新原沢北沢	別紙図面のとおりに	土石流
蟹沢沢	別紙図面のとおりに	土石流
赤石沢	別紙図面のとおりに	土石流
湯ノ沢	別紙図面のとおりに	土石流
中平沢	別紙図面のとおりに	土石流
田ノ沢	別紙図面のとおりに	土石流
ヨガイ沢	別紙図面のとおりに	土石流

なお、「別紙図面」は省略し、県土整備部砂防・災害対策課及び置賜総合支庁建設部西置賜河川砂防課並びに小国町役場において縦覧に供する。

山形県告示第270号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により、土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成26年 3月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

土砂災害特別警戒区域の名称	指定の区域及び法第8条第2項に規定する政令で定める事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
広河原 1	別紙図面のとおりに	土石流
広河原 2	別紙図面のとおりに	土石流
広河原	別紙図面のとおりに	急傾斜地の崩壊

なお、「別紙図面」は省略し、県土整備部砂防・災害対策課及び置賜総合支庁建設部西置賜河川砂防課並びに飯豊町役場において縦覧に供する。

山形県告示第271号

次の開発行為は、完了した。

平成26年 3月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 許可番号
平成26年 1月 8日 指令村総建第253号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称

東村山郡中山町大字小塩字塩江113番1の一部、113番8の一部、115番2の一部、115番13の一部、113番4、115番11

3 開発許可を受けた者の住所及び氏名

寒河江市大字寒河江字鶴田39番地セレーザ鶴田102

大澤 仁

山形県告示第272号

昭和39年8月県告示第707号（山形県財務規則の規定による建設工事請負契約約款、物件売払契約約款及び物件購入契約約款）の一部を次のように改正し、平成26年4月1日から施行する。ただし、同日前に行われた公告その他の契約の申込の誘引に係る契約で、同日以後に締結する契約については、なお従前の例による。

平成26年3月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

第1 建設工事請負契約約款の一部を次のように改正する。

第36条第8項、第47条第2項及び第4項、第52条第3項並びに第54条第1項及び第2項中「年3.0パーセント」を「年2.9パーセント」に改める。

第2 物件売払契約約款の一部を次のように改正する。

第6条第1項及び第7条第1項中「年3.0パーセント」を「年2.9パーセント」に改める。

第3 物件購入契約約款の一部を次のように改正する。

第10条第1項及び第13条第1項中「年3.0パーセント」を「年2.9パーセント」に改める。

第4 印刷物製造請負契約約款の一部を次のように改正する。

第14条第1項、第17条第1項並びに第22条第1項及び第2項中「年3.0パーセント」を「年2.9パーセント」に改める。

山形県告示第273号

山形県体育施設条例（昭和39年3月県条例第38号）第6条第1項の規定により知事が定める使用料の額を次のように定め、平成26年4月1日から施行する。

平成26年3月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 施設使用料

(1) 山形県体育館

名 称	区 分			使用料の額	
主競技場	全部（ステージを含む。）を単独で使用する場合	アマチュアスポーツに使用する場合	入場料金を領収しない場合	児童生徒等のみが使用する場合 1,830円	
			上記以外の場合	1時間当たり 3,660円	
		入場料金を領収する場合	児童生徒等のみが使用する場合	1時間当たり 3,660円	
			上記以外の場合	1時間当たり 7,320円	
	アマチュアスポーツ以外の用途に使用する場合	入場料金を領収しない場合		1時間当たり 19,500円	
		入場料金を領収する場合		1時間当たり 78,400円	
	半面を単独で使用する場合	児童生徒等のみが使用する場合			1時間当たり 900円
		上記以外の場合			1時間当たり 1,810円

	上記以外の場合	児童等が使用する場合		午前9時から正午まで、午後1時から午後5時まで及び午後6時から午後9時までそれぞれ1人1回当たり 60円	
		生徒等が使用する場合		午前9時から正午まで、午後1時から午後5時まで及び午後6時から午後9時までそれぞれ1人1回当たり 110円	
		上記以外の場合		午前9時から正午まで、午後1時から午後5時まで及び午後6時から午後9時までそれぞれ1人1回当たり 220円	
小競技場	全部を単独で使用する場合	アマチュアスポーツに使用する場合	入場料金を領収しない場合	児童生徒等のみが使用する場合	1時間当たり 900円
				上記以外の場合	1時間当たり 1,810円
			入場料金を領収する場合	児童生徒等のみが使用する場合	1時間当たり 1,810円
				上記以外の場合	1時間当たり 3,620円
		アマチュアスポーツ以外の用途に使用する場合	入場料金を領収しない場合		1時間当たり 9,900円
			入場料金を領収する場合		1時間当たり 39,600円
	上記以外の場合	児童等が使用する場合		午前9時から正午まで、午後1時から午後5時まで及び午後6時から午後9時までそれぞれ1人1回当たり 60円	
		生徒等が使用する場合		午前9時から正午まで、午後1時から午後5時まで及び午後6時から午後9時までそれぞれ1人1回当たり 110円	

	上記以外の場合	午前9時から正午まで、午後1時から午後5時まで及び午後6時から午後9時までそれぞれ1人1回当たり 220円
--	---------	----------------------------------------------------------

(2) 山形県武道館

名称	区 分			使用料の額
柔道場又は 剣道場	全部を単独で使用する場合	アマチュアスポーツに使用する場合	入場料金を領収しない場合	児童生徒等のみが使用する場合 1時間当たり 650円
			上記以外の場合	1時間当たり 1,310円
		入場料金を領収する場合	児童生徒等のみが使用する場合	1時間当たり 1,310円
			上記以外の場合	1時間当たり 2,630円
		アマチュアスポーツ以外の用途に使用する場合	入場料金を領収しない場合	1時間当たり 3,840円
			入場料金を領収する場合	1時間当たり 7,690円
	上記以外の場合	児童等が使用する場合		午前9時から正午まで、午後1時から午後5時まで及び午後6時から午後9時までそれぞれ1人1回当たり 60円
		生徒等が使用する場合		午前9時から正午まで、午後1時から午後5時まで及び午後6時から午後9時までそれぞれ1人1回当たり 110円
		上記以外の場合		午前9時から正午まで、午後1時から午後5時まで及び午後6時から午後9時までそれぞれ1人1回当たり 220円

(3) 山形県あかねヶ丘陸上競技場

名称	区分			使用料の額	
陸上競技場	全部を単独で使用する場合	アマチュアスポーツに使用する場合	入場料金を領収しない場合	児童生徒等のみが使用する場合	1時間当たり 780円
				上記以外の場合	1時間当たり 1,560円
			入場料金を領収する場合	児童生徒等のみが使用する場合	1時間当たり 1,560円
				上記以外の場合	1時間当たり 3,120円
		アマチュアスポーツ以外の用途に使用する場合	入場料金を領収しない場合		1時間当たり 16,000円
			入場料金を領収する場合		1時間当たり 64,200円
	上記以外の場合	児童等が使用する場合			午前9時から正午まで、午後1時から午後5時まで及び午後6時から午後9時までそれぞれ1人1回当たり 60円
		生徒等が使用する場合			午前9時から正午まで、午後1時から午後5時まで及び午後6時から午後9時までそれぞれ1人1回当たり 110円
		上記以外の場合			午前9時から正午まで、午後1時から午後5時まで及び午後6時から午後9時までそれぞれ1人1回当たり 220円

2 設備使用料

区分	使用の単位	使用料の額	
		アマチュアスポーツに使用する場合	アマチュアスポーツ以外の用途に使用する場合
合宿所	1人1泊につき	児童生徒等が使用する場合	360円
		上記以外の場合	490円
会議室	1時間につき	270円	720円

ステージ	1時間につき	380円	720円
温水シャワー	1人1回につき	170円	310円
放送設備	1時間につき	450円	1,220円
電光表示板	1組1時間につき	760円	2,010円
ピアノ	1時間につき	270円	960円

3 電気消費及び暖房使用に係る加算額

区 分		使用の単位	加算額	
電気	山形県体育館	全館灯（小競技場及び会議室以外の部分の全灯使用をいう。）	1時間につき 4,180円	
		主競技場	全灯使用	1時間につき 2,500円
			4分の1灯を超え2分の1灯以下使用	1時間につき 1,250円
			4分の1灯以下使用	1時間につき 620円
			換気	1時間につき 1,560円
		ステージ	1時間につき 620円	
		小競技場	1時間につき 160円	
	山形県武道館	柔道場	1時間につき 100円	
		剣道場	1時間につき 100円	
	山形県あかねヶ丘 陸上競技場	陸上競技場	1時間につき 730円	
会議室	1時間につき 40円			
特殊電源装置	1時間につき 510円			
暖房	山形県体育館主競技場	1時間につき 9,950円		
	合宿所	1人1泊につき 240円		
	会議室	1時間につき 430円		

備考

- この表において「入場料金を領収する場合」とは、使用者がいずれの名義であるかを問わず、入場者からその入場の対価を領収する場合をいう。
- この表において「児童等」とは、幼稚園の幼児、小学校の児童若しくは中学校の生徒又はこれらに準ずる者をいう。

- 3 この表において「生徒等」とは、高等学校の生徒又はこれに準ずる者をいう。
- 4 この表において「児童生徒等」とは、児童等又は生徒等をいう。
- 5 この表により使用料の額を算定する場合において、使用する時間の単位に満たないときは、その単位まで引き上げるものとする。
- 6 施設等の使用に当たり電気を消費し、又は暖房を使用する場合は、第1項又は第2項の表に掲げる額に第3項の表に掲げる額を加算した額とする。
- 7 合宿所を県外に住所を有する者が使用する場合は、第2項の表に掲げる額に300円を加算した額とする。

公 告

職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第46条第2項及び第4項並びに職業能力開発促進法施行令（昭和44年政令第258号）第3条の規定により、同法第44条第1項の規定による平成26年度前期実施技能検定を山形県職業能力開発協会が次のとおり実施する。

平成26年3月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 技能検定の実施職種

(1) 1級及び2級

検 定 職 種	検 定 作 業
園 芸 装 飾	室 内 園 芸 装 飾 作 業
造 園	造 園 工 事 作 業
鑄 造	鑄 鉄 鑄 物 鑄 造 作 業
金 属 熱 処 理	一 般 熱 処 理 作 業
	浸 炭 ・ 浸 炭 窒 化 ・ 窒 化 処 理 作 業
	高 周 波 ・ 炎 熱 処 理 作 業
機 械 加 工	普 通 旋 盤 作 業
	数 値 制 御 旋 盤 作 業
	フ ラ イ ス 盤 作 業
	数 値 制 御 フ ラ イ ス 盤 作 業
	平 面 研 削 盤 作 業
	円 筒 研 削 盤 作 業
	ホ ブ 盤 作 業
	マ シ ニ ン グ セ ン タ 作 業

	精密器具製作作業
放電加工	数値制御形彫り放電加工作業
	ワイヤ放電加工作業
金属プレス加工	金属プレス作業
鉄工	構造物鉄工作業
建築板金	内外装板金作業
	ダクト板金作業
工場板金	曲げ板金作業
	打出し板金作業
仕上げ	治工器具仕上げ作業
	金型仕上げ作業
	機械組立仕上げ作業
切削工具研削	工作機械用切削工具研削作業
ダイカスト	コールドチャンバダイカスト作業
電子機器組立て	電子機器組立て作業
電気機器組立て	配電盤・制御盤組立て作業
産業車両整備	産業車両整備作業
建設機械整備	建設機械整備作業
婦人子供服製造	婦人子供注文服製作作業
家具製作	家具手加工作業
建具製作	木製建具手加工作業
	木製建具機械加工作業
印刷	オフセット印刷作業
プラスチック成形	射出成形作業

石 材 施 工	石 張 り 作 業
	石 積 み 作 業
と び	と び 作 業
左 官	左 官 作 業
タ イ ル 張 り	タ イ ル 張 り 作 業
畳 製 作	畳 製 作 作 業
防 水 施 工	ウ レ タ ン ゴ ム 系 塗 膜 防 水 工 事 作 業
	ア ク リ ル ゴ ム 系 塗 膜 防 水 工 事 作 業
	シ ー リ ン グ 防 水 工 事 作 業
	F R P 防 水 工 事 作 業
内 装 仕 上 げ 施 工	プ ラ ス チ ッ ク 系 床 仕 上 げ 工 事 作 業
	鋼 製 下 地 工 事 作 業
	ボ ー ド 仕 上 げ 工 事 作 業
熱 絶 縁 施 工	保 温 保 冷 工 事 作 業
サ ッ シ 施 工	ビ ル 用 サ ッ シ 施 工 作 業
貴 金 属 装 身 具 製 作	貴 金 属 装 身 具 製 作 作 業
表 装	壁 装 作 業
塗 装	建 築 塗 装 作 業
	金 属 塗 装 作 業
広 告 美 術 仕 上 げ	広 告 面 粘 着 シ ー ト 仕 上 げ 作 業
商 品 装 飾 展 示	商 品 装 飾 展 示 作 業
フ ラ ワ ー 装 飾	フ ラ ワ ー 装 飾 作 業

(2) 3級

検 定 職 種	検 定 作 業
園 芸 装 飾	室 内 園 芸 装 飾 作 業
造 園	造 園 工 事 作 業
金 属 熱 処 理	一 般 熱 処 理 作 業
	浸 炭 ・ 浸 炭 窒 化 ・ 窒 化 処 理 作 業
	高 周 波 ・ 炎 熱 処 理 作 業
機 械 加 工	普 通 旋 盤 作 業
	数 値 制 御 旋 盤 作 業
	フ ラ イ ス 盤 作 業
	平 面 研 削 盤 作 業
	マ シ ニ ン グ セ ン タ 作 業
仕 上 げ	機 械 組 立 仕 上 げ 作 業
機 械 検 査	機 械 検 査 作 業
機 械 保 全	機 械 系 保 全 作 業
	電 気 系 保 全 作 業
電 子 機 器 組 立 て	電 子 機 器 組 立 て 作 業
建 築 大 工	大 工 工 事 作 業
化 学 分 析	化 学 分 析 作 業
商 品 装 飾 展 示	商 品 装 飾 展 示 作 業
フ ラ ワ ー 装 飾	フ ラ ワ ー 装 飾 作 業

(3) 単一等級

検 定 職 種	検 定 作 業
枠 組 壁 建 築	枠 組 壁 工 事 作 業
路 面 標 示 施 工	溶 融 ペ イ ン ト ハ ン ド マ ー カ ー 工 事 作 業

	加熱ペイントマシンマーカ工事作業
産 業 洗 浄	高 圧 洗 浄 作 業

2 技能検定試験手数料

(1) 実技試験手数料

平成12年3月県告示第303号（実技試験に係る技能検定試験手数料の額）に定める額

(2) 学科試験手数料 3,100円

3 技能検定の期日及び場所

区 分	期 日	場 所
実 技 試 験	平成26年6月4日（水）から同年9月9日（火）までの間において山形県職業能力開発協会が指定する日	山形県職業能力開発協会が指定する場所
学 科 試 験	平成26年7月20日（日） 3級 園芸装飾、造園、機械加工、仕上げ、機械検査、機械保全、電子機器組立て、建築大工、化学分析、商品装飾展示、フラワー装飾	
	平成26年8月24日（日） 1級及び2級 造園、金属熱処理、金属プレス加工、産業車両整備、プラスチック成形、とび、防水施工、サッシ施工、塗装 3級 金属熱処理 単一等級 産業洗浄	
	平成26年8月31日（日） 1級及び2級 機械加工、鉄工、ダイカスト、電子機器組立て、建設機械整備、婦人子供服製造、家具製作、建具製作、印刷、左官、畳製作、内装仕上げ施工、貴金属装身具製作、広告美術仕上げ、商品装飾展示	
	平成26年9月7日（日） 1級及び2級 園芸装飾、鋳造、放電加工、建築板金、工場板金、仕上げ、切削工具研削、電気機器組立て、石材施工、タイル張り、熱絶縁施工、表装、フラワー装飾 単一等級 枠組壁建築、路面標示施工	

4 受検手続

技能検定受検申請書を平成26年4月7日（月）から同月18日（金）までの間に山形市松栄二丁目2番1号山形県職業能力開発協会に提出すること。

5 その他

詳細については、商工労働観光部雇用対策課（電話023(630)2388）又は山形県職業能力開発協会（電話023(644)8562）に問い合わせること。

職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第46条第2項及び第4項並びに職業能力開発促進法施行令（昭和44年政令第258号）第3条の規定により、同法第44条第1項の規定による平成26年度随時実施技能検定を山形県職業能力開発協会が次のとおり実施する。

平成26年3月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 技能検定の実施職種

(1) 3級

さく井、鋳造、鍛造、機械加工（普通旋盤作業及びフライス盤作業に限る。）、金属プレス加工、鉄工、建築板金（ダクト板金作業に限る。）、工場板金（機械板金作業に限る。）、めっき、アルミニウム陽極酸化処理、仕上げ、機械検査、ダイカスト、機械保全（機械系保全作業に限る。）、電子機器組立て、電気機器組立て（回転電機組立て作業、変圧器組立て作業、配電盤・制御盤組立て作業、開閉制御器具組立て作業及び回転電機巻線製作作業に限る。）、プリント配線板製造、冷凍空気調和機器施工、染色、ニット製品製造、婦人子供服製造、紳士服製造、寝具製作、帆布製品製造、布はく縫製、家具製作、建具製作、紙器・段ボール箱製造、印刷、製本、プラスチック成形、強化プラスチック成形、石材施工、パン製造、ハム・ソーセージ・ベーコン製造、水産練り製品製造、建築大工、かわらぶき、とび、左官、タイル張り、配管、型枠施工、鉄筋施工、コンクリート圧送施工、防水施工、内装仕上げ施工、熱絶縁施工、サッシ施工、ウェルポイント施工、表装、塗装（建築塗装作業、金属塗装作業、鋼橋塗装作業及び噴霧塗装作業に限る。）、工業包装

(2) 基礎1級及び基礎2級

さく井、鋳造、鍛造、機械加工、金属プレス加工、鉄工、建築板金、工場板金、めっき、アルミニウム陽極酸化処理、仕上げ、機械検査、ダイカスト、機械保全、電子機器組立て、電気機器組立て、プリント配線板製造、冷凍空気調和機器施工、染色、ニット製品製造、婦人子供服製造、紳士服製造、寝具製作、帆布製品製造、布はく縫製、家具製作、建具製作、紙器・段ボール箱製造、印刷、製本、プラスチック成形、強化プラスチック成形、石材施工、パン製造、ハム・ソーセージ・ベーコン製造、水産練り製品製造、建築大工、かわらぶき、とび、左官、タイル張り、配管、型枠施工、鉄筋施工、コンクリート圧送施工、防水施工、内装仕上げ施工、熱絶縁施工、サッシ施工、ウェルポイント施工、表装、塗装、工業包装

2 技能検定試験手数料

(1) 実技試験手数料

平成12年3月県告示第303号（実技試験に係る技能検定試験手数料の額）に定める額

(2) 学科試験手数料 3,100円

3 技能検定の期日及び場所

区 分	期 日	場 所
実 技 試 験	山形県職業能力開発協会が指定する日	山形県職業能力開発協会が指定する場所
学 科 試 験	同 上	同 上

4 受検手続

(1) 技能検定受検申請書の提出先

山形市松栄二丁目2番1号 山形県職業能力開発協会

(2) 技能検定受検申請書の受付期間

山形県職業能力開発協会において随時受け付ける。

5 その他

詳細については、商工労働観光部雇用対策課（電話023(630)2388）又は山形県職業能力開発協会（電話023(644)8562）に問い合わせること。

公営住宅法（昭和26年法律第193号）第22条第1項の規定により、山形県営住宅の入居者の一般公募を次のとおり行う。

平成26年3月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 県営住宅の名称等

名称	所在地	規格		公募戸数	区分	家賃				摘要		
		住宅形式	1戸当たり 住戸専用 面積 平方メートル			収入が 104,000円 以下の者	収入が104,000円 を超え123,000円 以下の者	収入が123,000円 を超え139,000円 以下の者	収入が139,000円 を超え158,000円 以下の者		収入が158,000円 を超え186,000円 以下の者	収入が186,000円 を超え214,000円 以下の者
県営茅原アパート ト2号	鶴岡市茅原字草 見鶴16-1	3DK	58.4	1	一般用	16,000 円	18,500 円	21,100 円	23,800 円	27,200 円	31,400 円	3月分 の家賃 に相当 する額
同	同	4DK	71.5	1	同	19,600	22,600	25,900	29,200	33,400	38,500	
同 3号	同	3DK	64.2	1	同	18,100	20,900	23,900	27,000	30,900	35,600	
同 川南アパート ト1号	酒田市若宮町二 丁目1-1	2DK	51.2	1	同	15,500	17,800	20,400	23,000	26,300	30,400	
同 2号	同 1-2	同	51.2	1	同	15,600	18,000	20,600	23,200	26,500	30,600	
同	同	同	51.2	1	同	15,600	18,000	20,600	23,200	26,500	30,600	
同 川南住宅3 号	同 1-3	同	54.6	2	同	16,400	18,900	21,700	24,400	27,900	32,200	

(注)「収入」とは、入居者（申込者）及び同居親族の過去1年間における所得税法（昭和40年法律第33号）の例により算出した所得金額の合計から次に掲げる額を控除した額を12で除した額をいう。

- (1) 同居親族又は控除対象配偶者若しくは扶養親族で入居者及び同居親族以外のもの1人につき 380,000円
- (2) 控除対象配偶者が老人控除対象配偶者である場合又は扶養親族が老人扶養親族である場合には、その老人控除対象配偶者又は老人扶養親族1人につき 100,000円
- (3) 扶養親族が16歳以上23歳未満の者である場合には、その扶養親族1人につき 250,000円
- (4) 入居者又は(1)に規定する者に障害者がある場合には、その障害者1人につき 270,000円（その者が特別障害者である場合には、400,000円）
- (5) 入居者又は同居親族に寡婦又は寡夫がある場合には、その寡婦又は寡夫1人につき 270,000円（その者の所得金額が270,000円未満である場合には、当該所得金額）

2 入居者の資格

県営住宅に入居することができる者は、次の(1)から(4)に掲げる条件を具備する者でなければならない。ただし、1の表の「摘要」の欄に「単身可」と記載のある県営住宅については、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者以外の者は、(1)を除く。

- (1) 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。）があること。
- (2) その者の収入が、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める金額を超えないこと。

イ 次のいずれかに該当する場合 214,000円

(イ) 入居者又は同居親族に障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条に規定する障害者でその障害の程度が、次のa、b又はcに掲げる障害の種類に応じ、それぞれa、b又はcに定める程度のある場合

- a 身体障害 身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号の1級から4級まで
- b 精神障害（知的障害を除く。） 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に規定する1級又は2級
- c 知的障害 bに規定する精神障害の程度に相当する程度

(ロ) 入居者が昭和31年4月1日以前に生まれた者であり、かつ、同居親族のいずれかが昭和31年4月1日以前に生まれた者又は18歳未満の者である場合

(ハ) 入居者又は同居親族に、次のいずれかに該当する者がある場合

- a 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第2条第1項に規定する戦傷病者でその障害の程度が国土交通省令で定める程度であるもの
- b 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者
- c 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していない者

(ニ) 同居者に小学校就学の始期に達するまでの者がある場合

ロ イに掲げる場合以外の場合 158,000円

- (3) 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。
- (4) その者及び同居親族が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）でないこと。

3 選考方法

募集の区分欄に「一般用」とあるのは、心身障がい者世帯、高齢者世帯、母子・父子世帯、生活保護世帯、多子世帯、その他、国の通知等に基づき総合支庁長が認める世帯、過去1年間に3回以上入居者一般公募に申込み、いずれにおいても選考されなかった一定の要件に該当する世帯の当選確率を優遇して公開抽選とする。

4 申込期間及び方法

- (1) 申込期間 平成26年4月7日から同月11日まで（受付時間：午前10時から午後5時まで）（ただし、郵送の場合は、平成26年4月11日までの消印のあるものに限り有効とする。）
- (2) 申込用紙の請求先及び申込書の提出先

東田川郡三川町大字横山字袖東19番1号

県営住宅指定管理者 株式会社西王不動産 庄内事務所

5 入居の時期 平成26年6月上旬

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、山形県知事から平成26年1月31日公表した監査の結果に基づき講じた措置について、次のとおり通知があった。

平成26年3月25日

山形県監査委員 坂 本 貴 美 雄
 山形県監査委員 児 玉 太
 山形県監査委員 会 田 稔 夫
 山形県監査委員 加 藤 香

監査対象機関	指 摘 事 項	措 置 の 内 容
工業技術センター	支出事務が適切でないものがある。	支出事務の執行にあたっては、複数職員で情報を共有し、支払状況のチェック及び進行管理を行うとともに、管理職員による定期的なチェックを行い、支払いが遅延しないよう業務体制を改善しました。

正 誤

発行年月日	県公報 番 号	ページ	行	誤	正
平成26. 2. 4	第2517号	91	下から9	第5項を第6項とし、第4項中第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。	第5項中「第3項第1号」を「第4項第1号」に改め、同項を第6項とする。 第4項中「第3項第1号イ」を「第4項第1号イ」に改め、同項中第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。
同	同	同	下から3	、同項	、同項第2号中「第5項」を「第6項」に改め、同項